

法曹人口問題についての一考察

2008年（平成20年）1月12日
弁護士武本夕香子

会 員 各 位

2008年（平成20年）1月12日

〒664-0852

兵庫県伊丹市南本町2丁目4番6号 コバコンスビル2階

ウェリタス法律事務所

電 話 072（787）8010

ファックス 072（787）8011

兵庫県弁護士会所属

弁 護 士 武 本 夕 香 子

e-mail 「veritas7@abeam.ocn.ne.jp」

司法の原理原則、法人化問題、法科大学院問題、行政事件等司法改革の冊子¹を出してから早7年が経過しようとしている。

今回は、法曹人口問題についての考察を加える。

まず、7年前の議論に遡ってみよう。

第1 弁護士は足りないのか。

1 日弁連臨時総会決議について

平成12年11月1日の日弁連臨時総会の総会決議には、「法曹人口については、法曹一元性の実現を期して、憲法と世界人権宣言の基本理念による「法の支配」を社会の隅々にまでゆきわたらせ、社会のさまざまな分野・地域における法的需要を満たすために、国民が必要とする数を、質を維持しながら確保するよう努める」とされ、提案理由には「我々自身が、社会の隅々にまで「社会生活上の医師」として存在し、社会の不正を正し弱者を救済する活動を」行って「こそ、(変革の課題は) はじめて実現可能」で、「弁護士が、市民にとって「頼もしい権利の護り手」であり、「信頼しうる正義の担い手」であるためには、弁護士が全国にあまねく存在し、身近で活動している状況になければならない」と記載されている。

そして、「法曹人口は、本来的には、利用者である市民の視点、市民のニーズによって決められるべきもので、法曹人口を法曹三者だけでコントロールするシステムは、

¹ これら冊子に目を通して戴ける方は、ご連絡戴ければすぐに送付させて戴きます。

司法のあり方に照らして「適切なものではない。」と付け加えられている。

そこで、まずは、日弁連決議に言う市民のニーズを統計を基に見てみることにしよう。

2 司法改革審議会が行ったアンケートについて

(1) アンケートの実施状況について

平成12年に司法改革審議会が16箇所の地方裁判所（札幌、秋田、福島、前橋、東京、富山、甲府、静岡、大津、大阪、松江、岡山、松山、福岡、宮崎、那覇）の民事訴訟事件のうち、特定の期間（6月5日から14日：東京、大阪両地裁。6月5日から23日：上記のうち東京、大阪両地裁以外の地裁。）に判決や和解等で終了した事件の当事者（原告及び被告）にアンケート²（以下、「司法審アンケート」と言う。）を行った。この司法審アンケートは、審議会が任意に抽出した市民591人に対して実施され、回収率36.3%であった。司法審によれば、「その結果は十分に信頼に値するものである」とのことである。

(2) 「弁護士へのアクセス」について

この司法審アンケートによれば、「3 弁護士へのアクセス」状況として、「全体的に7割方の当事者に弁護士が付いて」いた。そして、弁護士へのアクセス状況について「大いに苦労した」のは3.8%だけで、「やや苦労した」と回答した6.1%を加えても弁護士アクセスに苦労したのは、全体の9.9%に過ぎなかった（別紙（1）表2-4-1）。

司法審アンケートの「弁護士を見つけた経路」を見てみると、「もともと知っていた」「22.4%」、「親戚・知人の紹介」「27.5%」、「職場での紹介」「3.3%」、「会社の顧問弁護士」「30.8%」で計84%（別紙（1）表2-4-2）に達しており、弁護士を探すのに全く苦労しなかったことが具体的に裏付けられている。

その結果、司法審アンケートの「調査結果」では、「今回の調査の回答者では弁護士の委任率が高く、かつ、弁護士へのアクセス障害の報告も少なかった」³どころか、「今回の結果は、「知っている弁護士」が身近にいる、あるいは「顧問弁護士がいる」ということが、いわば司法への呼び水になっている、という側面もうかがわせる」⁴とまで結論づけざるを得なかったのである。

(3) 「弁護士への依頼時期」について

² <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/tyousa/2001/survey-report.html>

³ 「民事訴訟利用者調査」報告書第3部「調査結果」p58

⁴ 「民事訴訟利用者調査」報告書第3部「調査結果」p59

「弁護士の依頼時期」についても「裁判予想前」が「57.5%」、「予想後訴え前」が「22.9%」で、訴え提起前に弁護士に依頼した人が合計80.4%（別紙（1）表2-4-3）に上り、司法審アンケートの「調査結果」⁵では「訴訟になるか否かが明らかになる前から弁護士に依頼しているケースが圧倒的に多いことが明らかになった」と結論づけられている。

それでは反対に弁護士に依頼しなかった理由について見てみよう。①「自分で訴訟をしてみようと思ったから。」という理由には「39.5%」、②「弁護士費用が高すぎる」が「50.0%」、③「頼むほどのことではなかった」が「55.9%」の割合で肯定回答であった。これに対し、④「弁護士の知り合いがいなかったから。」⑤「弁護士が近くにいなかったから。」との理由に対してはいずれも「69.1%」が否定回答であった。特に「法人原告」に限ると（「弁護士の知り合いがいなかったから。」との理由については否定回答が）「92.6%」とほぼ全面的に否定されており、⑥「今回の事件にふさわしい弁護士が見つからなかったから。」との理由にも「69.1%」の否定回答が目立っていた（表2-4-6）。

平成12年度は司法修習期間の関係で1年間に合計1350名が弁護士登録した年であったが、前年度は660名の弁護士が登録したに過ぎず、平成12年度の全弁護士人口は1万8290名と平成19年12月1日現在の2万4301名の7割にも満たなかったが、それでも弁護士へのアクセス障害を示す統計結果は全くと言っていいほど出なかったのである。そのためか、この統計結果は、広く公表されなかった。

日弁連の言う「法曹人口は市民のニーズで決めるべき」ということが正しいとすると、平成12年当時のニーズ調査でも市民は「弁護士は足りている。」と答えたのである。そして、弁護士会は公然とこの市民の声を無視した。

ちなみに、現在では、電話帳やインターネットにおける法律事務所の広告が氾濫し、駅での看板広告や電車のつり革広告さえ珍しくなくなってきたが、司法審アンケートが行われた平成12年当時は、「電話帳で調べた」人は「1.6%」で「雑誌・インターネット」で見つけた人は「0.0%」（別紙（1）表2-4-2）であった。このように、弁護士が増加した以外に、平成12年当時とは比較にならないほど弁護士へのアクセスの仕方もバラエティに富むに至った現在においては、弁護士へのアクセス障害は皆無になったと言っても過言ではなかろう。

念のために確認しておくが、司法審アンケートは、調査結果に偏りがでないよう「地

⁵ 「民事訴訟利用者調査」報告書第3部「調査結果」p56

域特性、人口の点からバランス良く対象地が選定されるよう配慮」された結果であり、回答者の属性としても「原告」が「54.4%」で「被告」が「45.6%」（表3A-2）とほぼ均衡が取れている。

（3） 弁護士の敷居は高いのか。

平成12年当時、「弁護士の敷居は高い。」「弁護士は高慢で態度が悪い。」「だから、弁護士は変わらなければならない。」ということもよく言われていた。自らこのようなことを言う弁護士は、自己反省を素直にする、いかにも尊き弁護士のようなものである。

しかし、司法審アンケートの「弁護士評価」によれば、「言い分を十分に聞いてくれたか。」「丁寧に接したか。」との質問に対する肯定回答はいずれも「87.1%」と「86.4%」ときわめて高い。これに対して「権威的・威圧的だったか。」との質問に対する肯定回答は「12.7%」と非常に低い（表2-8-1）。

上記司法審アンケート結果が示すものは、「弁護士の敷居は高い。」「弁護士は高慢で態度が悪い。」「だから弁護士は変わらなければならない。」という当時の議論が全く何の裏付けもない虚偽に近い議論であったということである。

謙虚であることは重要であるが、少なくとも司法審アンケートの結果からは、弁護士改革の必要性を導き出すことはできなかった⁶。

にもかかわらず、司法改革では弁護士改革ばかりが叫ばれたのである。

3 日弁連の実施したアンケートについて

ここで、司法審アンケート結果から「弁護士のアクセス障害がない」と言っても、「司法審アンケートは、実際に訴訟に至った人に対するアンケートではないか。」と言う意見がある。

確かに、司法審アンケートでは、裁判所を利用している人しかアンケート対象にしておらず、訴訟に至らない市民に対する統計結果は当時は存在しなかった。「裁判所を利用しない人を含めたアンケートを取れば『弁護士が足りない』と言う統計結果が出るのではないか」と思ったためか、日弁連は、平成19年頃に裁判利用の有無にかかわらず一般市民5万人を対象にした壮大なアンケートを行った。その結果、「弁護士依頼を考えたか」との問いに対し、「14%」が「(利用を) 考えたことがあった」と回答し（別紙（2）図3-4-2）、実際に弁護士を依頼したのは「7%」（別紙（2）

⁶ これに対し、市民の裁判官への評価は、弁護士に比べて低く（表2-6-1、2-6-2）、司法審も「裁判官評価に関しては」「不利な判断を得たものの評価が低くなってしまふことは避け得ないとしても、「法律以外の知識」「準備のよさ」に関する評価がやや低いことも合わせ、留意すべき点が多い」（第3部4（2））としており、司法審アンケートから裁判官改革の必要性が裏付けられている。

図3-4-3)であった。この質問において、「弁護士の利用」に全く限定が付いていないことからして、訴訟手続きのみならず、法律相談、示談交渉等考え得る限りにおける全ての弁護士「利用」であることは論を待たないであろう。そして、問題となる事案の金銭換算の内訳は、金140万円以下が全体の81%を占め、金60万円以下は、全体の「69%(57%+12%)」、金30万円以下だけでも57%に上る(別紙(2)図3-2-25)。

以上の統計結果からすれば、紛争の対象となる金額が金30万円以下の事件についても相当数が何らかの形で弁護士を利用しており、弁護士の利用を考えたが実際に弁護士を利用していないのは、紛争額が数万円から金30万円以下の弁護士を利用する経済的合理性のない事案であることが強く推認される。すなわち、市民の中で何らかの形で弁護士の利用を考え、実際に弁護士を利用する経済的合理性のある事案については既にほとんど全てが弁護士を利用しており、現在以上の法的需要は存在しないのである。

この統計からも「2割司法からの脱却」というスローガンが間違っていたことが分かる。

4 企業や官公庁に対する需要について

「企業や官公庁に対する弁護士の需要はいくらでもある。」といったことも、嫌というほど聞かされた言葉であった。

しかし、平成18年10月に実施された日弁連による組織内弁護士採用動向調査結果(別紙(3))によれば、全6147社(国内企業3795社、外資系企業1457社、自治体849機関、官庁46省庁)のうち、今後5年間の採用予定合計は「108名から232名」に過ぎなかった。すなわち、6147社全社で雇用され得る弁護士の人数は、年間わずか21名から46名に過ぎなかったのである。このアンケートは日弁連が実施したアンケートであることから、上記回答には多分にご祝儀回答が含まれていることが容易に想像できるところ、この点を加味して冷静に分析すれば、「企業や官公庁に対する弁護士の需要がない」ことは明白なのである。

2007年1月時点で把握されている企業内弁護士は約200名⁷とされているが、これ以上の企業内弁護士の需要はほとんどないと言える。

なお、今後、弁護士として就職先が見つからない有資格者が通常の公務員や会社員になることは当然に予想されるが、これは弁護士に対する法曹としての需要によるも

⁷ 日弁連作成「弁護士のための華麗なるキャリアプラン挑戦ガイドブック」による。

のではなく、有資格者としての生活の道がない結果に過ぎない。

ちなみに、日弁連が「2006年4月に東京、大阪、名古屋、その他各地の証券取引所の上場企業及び生損保の1741社」に対して「弁護士の役割についてのアンケート」を実施した結果⁸では、全回答者⁹の98.2%が既に「顧問弁護士を雇っている」と回答している。従って、新規登録者が今後上場企業に顧問先を見つけられる可能性はない。

中小企業に対する調査としては、日弁連が行った「中小企業ニーズ調査」(別紙(4))があるが、当該調査では61.5%の中小企業が「顧問弁護士がいらない」と回答しており、中小企業に活路を見だし得るかに見える。ところが、中小企業全体の49%が「顧問は特に必要がない(相談すべき案件がない)」と回答し、「(費用の点から)顧問は特に必要がない」14%を合わせると合計63%が「顧問は必要ない」と回答しているのである。唯一参入可能性のあるのは「必要性は感じるが探し方が分からない」という回答者に対してであるが、これは3.4%に過ぎず、中小企業に対する新規参入も悲観的たらざるを得ない。

ここで指摘しておかなければならないことは、①顧問弁護士の需要を満たすことと企業内弁護士を増やすことは競合しない面があるということと②これほどまでに弁護士の業務拡大を模索しなければならないということ自体、社会内における弁護士の需要がいかにか存在しないかを裏付けているということである。

なお、2006年6月1日現在日弁連が把握した任期付き公務員の数は、合計51名¹⁰しかないばかりか、任期付きであることからして永久的な就職先として到底カウントすることができず、就職先のない弁護士や経費捻出できない弁護士のはけ口となり得ないことは言うまでもない。

弁護士の需要を示す統計結果は存在しないのである。

5 社会生活上の医師たらんとするため。

「医師」と「弁護士」との差異を全て等閑視して、弁護士をして「社会生活上の医師たらんとするため」という掛け声が未だ執拗に繰り返されている¹¹。

確かに、医師と弁護士は、いずれも人権に関わる重要な役割を果たしている点では、共通する部分もある。

⁸ 2006年版弁護士白書p115参照

⁹ 全回答数541社

¹⁰ 2006年版弁護士白書p114参照

¹¹ http://www.nichibenren.or.jp/ja/jfba_info/attorney/shimei.html参照

しかし、人間は、生まれ落ちた瞬間からまさに死ぬ瞬間まで、健康診断等を加える
とほぼ全員が必ず数十回は医師にお世話になるが、弁護士には一生に1度も出くわさ
ない人がほとんどであり、一部が一生のうちにせいぜい1回か多い人でも数回程度弁
護士にお世話になるに過ぎない¹²。

弁護士の利用は経済活動や社会的要因によって決まってくるものであり¹³、少子高
齢化社会が進む日本にあって、弁護士に対する需要は減る一方である。

ここ10年間の民事・行政・家事の新受件数の推移を見てみる。別紙(5)は、最
高裁判所の司法統計¹⁴を基に私が作成した表であるが、弁護士数の急増にもかかわらず、事件数は、民事・行政・家事の新受件総数772万4746件であった平成15
年をピークに右肩下がり、平成18年に至っては、598万4939件までに減っ
ている。これは、民事・行政・家事の新受件総数で、平成18年度は、平成15年度
と比較して22%減、民事・行政事件に限って言えば、25.5%の減で、過払金返
還請求訴訟の増加をもってしても、また、弁護士による露骨な宣伝合戦をもってして
も、事件数の減少に歯止めは掛けられていないのである。平成15年から平成18年
にかけて、弁護士数が2万0263人から2万3000人程度に15%も急増してい
るのに事件数は激減する一方であるのが現状である¹⁵。

平成12年の司法改革の際、「2割司法の脱却」が叫ばれ、市民にとって本来裁判
所に提訴する潜在的需要がもっとあるはずであるのに、弁護士数が少ないから2割し
か顕在化していない、ということがまことしやかに喧伝された。しかし、弁護士数が
急増する一方で新受件数が増えるどころか逆に激減している近年の実態からしても、
この「2割司法」の欺瞞性は明確になっている。

少子高齢化社会で、経済活動は縮小の一途を辿らざるを得ず、それに伴い弁護士の
需要が減少する一方であるのと比較して、少子高齢化社会は、益々医師の需要を促進
する。

また、少子化のために日本の人口は減少する一方であり、国立社会保障・人口問題

¹² 弁護士の利用が実態と比較して少なすぎる訳でないことが統計的に明らかなことは既に述べた
とおりである。

¹³ 詳細は松浦武・岸本由起子作成「弁護士大量増員の結果についての一つの実証的検討」参照

¹⁴ 最高裁のホームページ参照

<http://www.courts.go.jp/search/jtsp0010;jsessionid=7A936629F75503CA082F5E760F564D15>

¹⁵ 愛知県弁護士会の調査結果(平成18年11月)では「32.9%」、関東十県会の全会員に対する調
査結果(平成19年10月)では「42.0%」が相談・受任件数が「減少」と回答した。

研究所¹⁶が平成18年12月に発表した「日本の将来推計人口」¹⁷によれば、出生率1.06の低位仮定で予想した平成67年の将来推計人口は8411万人で、平成17年の1億2777万人と比較して34%の減である。出生率1.55の高位仮定での平成67年の将来推計人口でさえ9777万人と平成17年と比較して23.4%の人口減である（別紙（6））。

これに対し、2006年版弁護士白書¹⁸によれば、平成22年以降3000人を維持した場合の平成67年の弁護士人口の将来予測は、12万3484人であり、低位仮定による場合、日本の赤子から老人に至るまでの全人口数681人に1人が弁護士資格を有する計算になる。

勿論今後成年後見事件等高齢化社会特有の事件が増加する可能はあるが、経済的合理性のある事件は経済活動の縮小に伴いかなり減ることが予想され、そのため、弁護士に対する需要は全体的に縮小する一方なのである。高齢化社会に伴い、年齢構成は、65歳以上の老年人口の割合が高くなっていき、生産年齢の割合が低くなるからである。低位仮定の8411万人のうち、65歳以上の老年人口¹⁹と14歳以下の年少人口²⁰を差し引いた、いわゆる「生産年齢（15歳以上64歳以下）人口」は4213万人²¹に過ぎず、生産年齢の割合は平成17年の生産年齢人口のほぼ半分になる²²ことから、将来の経済活動も相当数減少することは必至なのである²³。

6 他士業の果たす役割について

弁護士の傲慢さ故か、「法曹人口」というと、もっぱら「弁護士数」を思い浮かべる人が多いかもしれないが、企業にとって他士業は、法的紛争解決のためにきわめて重要な役割を果たしている。例えば、日弁連が行ったアンケート結果を日弁連弁護士業務総合推進センター副本部長飯田隆弁護士が分析した結果（別紙（7））によれば「相談出来る弁護士が」いない場合「における法的課題を相談する相手（複数回答可）」

¹⁶ 国立社会保障・人口問題研究所は、厚生労働省に設置された国立の政策研究機関で、平成8年（1996年）12月に厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって設立された。

¹⁷ <http://www.ipss.go.jp/>参照；

¹⁸ 「2006年版弁護士白書」p15参照

¹⁹ 低位仮定の老年人口は、3646万人

²⁰ 低位仮定の年少人口は551万人

²¹ 高位仮定でも平成67年の生産年齢人口は、5073万に過ぎない。

²² 平成17年の生産年齢人口は、8442万人

²³ 医師と弁護士の最大の違いは実は別のところにあるのだが、後段の論と重複するところがあるので、ここでは割愛する。

として、①公認会計士が18.6%、②税理士に至っては59.9%、③弁理士が6.2%、④司法書士が23.5%、⑤社会保険労務士が25.3%、⑥行政書士が8.8%、⑦中小企業診断士が2.7%で、それぞれの満足度は①公認会計士76.9%、②税理士67.7%、③弁理士77.9%、④司法書士77.6%、⑤社会保険労務士73.7%等々それぞれ軒並み満足度が高い。勿論このうち一部に非弁活動が行われている場合には、非弁活動を徹底的に取り締まる必要がある。しかし、このように利用した市民の満足度の高さからすれば、隣接士業の社会的役割は積極的に尊重されるべきである。更に、認定司法書士に簡裁代理権が付与され、平成19年4月1日から施行されたADR法では、認証制度により一定の要件を満たす民間業者には弁護士法72条の適用が除外され、司法書士の他、弁理士、土地家屋調査士、社会保険労務士の4士業にADR代理権が付与された現在にあっては、他士業が合法的に法的問題を解決できる土壌は益々整ってきている。

このような社会的役割の高さからしても、「法曹人口」の中には、弁護士のみならず他士業の人数をも入れるべきである。そして、日本で（公認会計士を除いた）隣接士業と弁護士数を合わせると、平成19年で「21万0328人」に上り、公認会計士「2万3195人（平成18年12月現在）」を加えた総士業人口は何と合計「23万3523人」に上る²⁴。

これに対し、たとえば、2001年（平成13年）におけるフランスの弁護士（*avocat*）の数は、3万8044人²⁵であり、司法官（*magistrats*²⁶）の6406人と公証人（*notaires*）の7773人を加えても5万2223人に過ぎない²⁷。平成13年当時、日本には実数でフランスの約3.2倍、フランスの人口が日本の人口の約半分であることを考慮しても人口割合で言えば約1.6倍の法曹人口（隣接士業を含む）²⁸が既に存在していた。隣接士業を含め士業数が激増し、裁判官等を含めれば約24万人の法曹人口が存在する現在の日本にあっては人口割合でフランスの約2倍

²⁴ 平成19年10月19日発議者有志作成の中弁連大会資料による。

²⁵ http://www.insee.fr/fr/insee_regions/languedoc/rfc/docs/syn0407_08.pdf 参照

²⁶ 司法官（*magistrats*）は、検察官と裁判官から構成される同一の職業団体で、かなり頻繁に検察官と裁判官の間で移動が行われるようである。フランスの司法制度につき詳しくは、「フランス共和国の司法制度（<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/pdfs/dai5gijiroku-2.pdf>）」及び有斐閣「フランスの司法」（山本和彦著）参照

²⁷ なお、日本の執行官に相当する執行士（*huissiers de justice*）数（7773人）と書記官（*greffieres*）数（3263人）は、除外してある。

²⁸ 2001年における日本の隣接士業合計数は、15万2562人（「2006年版弁護士白書」p24）であり、裁判官と検察官の公証人の数を加えると16万人程度になる。

以上の法曹人口が存在すると言えるのである。

ここで注意しなければならないのは、事件数との関係である。1997年におけるフランスの民事年間訴訟件数は111万4344件²⁹で、同年における日本の民事年間訴訟件数が42万2708件³⁰であるから、フランスの民事年間訴訟件数は日本の2.6倍以上である。よって、フランスの法曹人口は人口割合で日本の約2.6倍であっても不思議ではない。ところが、日本の法曹人口は、このような事件数の少なさにもかかわらず、司法改革を始める前から既にフランスよりも多かったのである。

「諸外国と比較しても日本の法曹人口は少ない」「フランス並みの法曹人口にするためには合格者3000人が必要」との立論は、フランスの全法曹人口と日本の（隣接士業や裁判官の数を除いた）弁護士数のみを恣意的に比較し、事件数の違いや国民性の違いや裁判制度の違い等々都合の悪いところをすべて無視したご都合主義のスローガンだったのである³¹。

7 審理期間の長短について

「日本の裁判は長い。」「これは、弁護士が少ないからだ。だから、弁護士数を増やす必要がある。」と言うことがマスコミ等々では散々言われ続けてきた。弁護士の中にも未だにこのような誤解を持ち続けている人が存在する。

実は、これも全くの出鱈目である。

最高裁判所が平成12年・13年における審理期間を比較した統計「日本及び諸外国の民事第一審事件の審理期間の比較」（別紙（8））では、民事の平均審理期間は、日本が「8.5月」、フランスでも「8.9月」で、イギリスに至っては「37.7月」と日本の4倍に相当する期間を要していた。アメリカでは「8.7月」となっているが、これは中位数³²を意味しており、日本の民事事件の中位数は、「3.7月」であることからすれば、アメリカは日本の倍の期間に相当する審理期間を要していた。刑事事件の第一審平均審理期間を比較しても、日本は諸外国に比べて短く、「3.3月」に過ぎない。イギリスも「3.3月」で、ドイツは「6.2月」と日本の倍の期

²⁹ 2004年度の訴訟事件数は148万9307件（仏司法省統計）

³⁰ <http://www.jp-lawschool.com/data/number/lawyerhikaku.htm> 参照

³¹ 第9回規制見直し基準WG議事概要には、平成17年11月9日の時期においてさえ「9000人というのは、10年間経てば、だいたいフランス並みになる」との鈴木主査の発言、「対人口比の合格者はフランス、アメリカと比較すると」「どの程度なのか。」との福井専門委員の発言を受けて、吉村参事官が「今数字は持ち合わせていないが、もちろん日本より多いと思う。」等誰も実際の数字を把握していない杜撰な議論状況が公開されている。

(http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/minutes/wg/2005/1109_2/summary051109_2_01.pdf)

³² 審理期間の長さの順に並べたときに中央にある事件の審理期間

間を要している。アメリカは、中位数が「6. 0月」で、日本の刑事事件における中位数が「2. 3月」であることからすれば、アメリカの刑事事件は日本の3倍近くの期間を必要としていた。

注目すべきは、この統計が「裁判の迅速化に関する法律」が施行された平成15年から3年も前の平成12・13年当時の統計であるということである。

「裁判の迅速化に関する法律」が施行された平成15年を境にさらに日本の第一審事件の審理期間は短くなっており、平成18年1月から12月までの間に終結した民事の第一審訴訟事件の平均審理期間は「7. 8月」³³、刑事事件の第一審訴訟事件の平均審理期間は「3. 1月」に短縮され、刑事事件で「審理期間が1年を超えるものは1. 6%、2年を超えるものは0. 3%にすぎない。」

これに対し、2004年（平成16年）におけるフランスの民事の第一審事件の平均審理期間は「9. 6月」、ドイツは「7. 2月」、イギリスは「22. 4月」³⁴であり、諸外国と比較しても日本の審理期間は一貫して短いと言えるのである。

「日本の裁判が長いのは、弁護士の数が足りないからだ。」という議論は前提事実自体が誤っていたことがおわかり戴けるであろう。

このような欺瞞的議論³⁵が連綿と言われ続けた司法改革とは一体何だったのか³⁶。

8 「司法過疎解消のために弁護士数の増加が必要」との立論について

2007年4月20日現在、ゼロワン地域における弁護士数を昭和39年当時と平成19年で比較した表が別紙（9）³⁷である。ゼロワン地区32カ所における昭和39年当時の登録弁護士の合計は49名であるが、平成19年の登録弁護士の合計は29名に減っている。昭和39年当時の弁護士数は7108名で³⁸、平成19年の弁護士数は、昭和39年の約3倍に相当する数³⁹になったにもかかわらず、ゼロワン地区登録弁護士はほぼ半減しているのである。

理論的に言っても弁護士数が激増すれば司法過疎が解消されるという立論は成り

³³ 最高裁判所HP「<http://www.courts.go.jp/about/siryojinsoku/index.html>」参照

³⁴ アメリカの民事事件の中位数は「8. 5月」であるが、平成18年の日本の中位数は公表されておらず比較できない。

³⁵ 裁判員制度をテーマとした司法制度改革タウンミーティングでは「やらせ質問」等の実態が発覚した（2006年12月12日共同通信）。

³⁶ 年次改革要望書 <http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-2505.html>、<http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-j055.html> 参照

³⁷ 日弁連主催「第22回司法シンポジウム基調報告書」p29参照

³⁸ 2006年版弁護士白書p3

³⁹ 2006年12月1日現在の弁護士数は、2万4301人（日弁連ホームページによる）

立たないが、実証的にも弁護士数が激増したからといって司法過疎は解消されないことが証明されている⁴⁰。

司法過疎は、「ゼロ地域3カ所に3名の弁護士、ワン地域24カ所に2名の弁護士、第1種弁護士過疎地域88カ所に2名の弁護士を配置するとしても総勢233名の問題」⁴¹であり、それぞれ倍の数の配置をしたとしてもせいぜい500名未満の問題に過ぎず、毎年2800名の弁護士登録数とは規模が違う。

司法過疎解消の問題は、弁護士の配置の問題であり、弁護士数の増減の問題とは異なる問題である。

私には法曹人口を増加させたからといって司法過疎が当然に解消されうとは思えないが、「弁護士数を増やせば司法過疎が解消される」と言っていた人達の議論は、都会で就職できず仕事に困る弁護士が大量に発生することにより、都会であぶれた弁護士が地方に供給されることを想定していたらしい。だとすればこれは生活に困る大量の不幸な弁護士の発生を前提としたものである。さらに、この発想は地方の人達を愚弄する議論であり発想の方向が誤っている。

また、平成18年の民事第一審通常訴訟既済事件における弁護士選任率は、弁護士不足率総合ランキング⁴²1位の鹿児島地裁加治木支部でも68.6%、同2位の甲府地裁都留支部では75.5%、同3位の岐源地裁御嵩支部は79.6%で、同177位の旭川地裁留萌支部に至っては93.4%であり、弁護士不足率総合ランキング最下位の、すなわち、人口割合で弁護士数が一番多い東京本部でさえ87.4%（別紙（10））であることからすれば、合格者3000人を輩出する前の段階でも司法過疎地における弁護士選任率は、既にかなり充足されているとも言える。勿論個別具体的に見ていけば不足する部分もあるとは思われるが、統計的に言えば、そもそも司法過疎が存在するかどうか自体検討する必要があるようである。

また、弁護士に対する需要は、社会的要因や経済事情により変化するものであり⁴³、司法過疎地域における弁護士の需要が大都市と同様にあると考えること自体が誤っている。

以上、司法過疎解消と弁護士数の問題とは全く別問題であり、3000人増員問題

⁴⁰ ちなみに、フランスでは「イル・ドフランス（パリ及びその周辺7県からなる地域）に48.9%が存在し」「パリ市への弁護士の一極集中が顕著」（「自由と正義」No158「数字で見るフランスの弁護士」折田啓 p109 参照）である。

⁴¹ 「中部弁連大会議論の立て方<過疎地問題>」参照

⁴² 日弁連主催「第22回司法シンポジウム基調報告書」p25-6 参照

⁴³ 松浦武・岸本由起子作成「弁護士大量増員の結果についての一つの実証的検討」参照

の見直しの前提として「司法過疎解消が先決」と言う立論は明らかに誤っている。

法曹人口増員論の過ちが明らかになった最近に至り「まずは司法過疎を解消しなければ、3000人論の見直しと言ってみたところで、市民の理解は得られない」と言う人がいる。しかし、これまで統計を基に見てきたことから分かるとおり、そもそも市民の声からは「弁護士が足りない。」などと言った声は皆無である。既に検証結果はでている。統計的には3000人合格者を排出する前から「弁護士数はほぼ足りている」のである。

しかも、3000人に増員する際には、「検証」などと言うことは一切言わず、既にある統計結果を無視し、合格者数を減らす場合にのみ「検証が必要なのだ。」「司法過疎解消が先決問題だ。」等理論上関係ない事項を前提条件にすると、会員を馬鹿にするのもいい加減にして欲しいものである。

9 統計結果から見えるもの

以上、統計結果を客観的に分析すれば、3000人合格者到来前における弁護士の就職難⁴⁴、ノキ弁、ケータイ弁、タク弁が横行するのは、司法改革を始める以前から、火を見るよりも明らかだったのである。

10 業務拡大について

日弁連が業務拡大を叫び始めたのは、ここ数年来の話ではなく、少なくとも平成12年の段階では既に出ていた。その後、約9年近く経つが、未だに弁護士の新たな業務拡大についての具体的な構想が提示されるには至っていない。この事実が業務拡大の方途がないことを何よりもよく物語っている⁴⁵。

抽象的には「相続分野や中小企業に対する業務拡大はまだある」と言われ、日弁連から中小企業等に対する熱いラブコールが送られている⁴⁶が、現実の統計では中小企業に対する弁護士のニーズが認められないことは既述したとおりである。成年後見事件と知的財産権関連⁴⁷の事件は増加することが見込まれるが、成年後見事件においては経済的合理性がさほど見込めないこと、知的財産権関連事件で利益を得られるのは

⁴⁴ 「2006年末の時点では最悪で500人が就職できないとみていた。」と日弁連弁護士業務総合推進センター副本部長飯田隆弁護士の話が掲載された。(朝日新聞2007年8月27日)

⁴⁵ 「今後」「業務拡大が望める分野・範囲があるか。」との質問に対して「ある」と回答したのは、愛知県弁護士会のアンケート調査では「20.7%」、関東十県会のアンケート調査では「22.9%」に過ぎない。

⁴⁶ 「中小企業の法的課題解決支援のための中小企業庁と日本弁護士連合会の連携について(平成19年2月6日付け)」参照

⁴⁷ 日本経済新聞2007年12月19日付け参照

東京等大都市部の一部の弁護士に集中⁴⁸していることからして、抜本的解決には到底成り得ない。相続関連事件についても、既に信託銀行等に完全に取って代わられていることからして、これら業務を弁護士の手元に取り戻すには並々ならぬ努力がいるが、仮に、弁護士の手元に取り戻せたとしても、弁護士人口の急増に伴う弁護士に関わる費用が増大する一方であることからすれば、焼け石に水である。

なお、ここでも敢えて繰り返すが、業務拡大の模索が喫緊の課題であるということ自体、弁護士増加に対する社会的ニーズが存在しないことを理論的に裏付けている。

11 被疑者国選問題について

2009年被疑者国選問題については、中弁連大会の「2007中弁連大会議論の立て方」に「2009年に刑事事件が増加するという問題ではなく、厳に被告人国選として現在の弁護士が対処している事件数と同じで、ただ被疑者段階から弁護」に「従事するから、事件処理の時間が長くなるという問題に過ぎ」ず、「裁判員裁判などの裁判の効率化・迅速処理が進む結果」「全体の事務処理量が増加」しない可能性もあり、「根本的には、国選報酬を改善すれば解決できる問題」と記載されているとおりである。

第2 法曹人口が激増した先に見えるもの

1 弁護士のあり方の変容

(1) 弁護士自治の崩壊（＝強制加入団体の瓦解）

合格者が3000人になれば、当然に質の低下が問題となる。質の低下についての詳細は後に述べるが、質が低下して弁護士による不祥事が社会問題化すれば、弁護士制度に対する批判が高まり、「弁護士会による自治には任せておけない」ということになる。その結果、公権力に対峙すべき弁護士会の生命線である弁護士自治は崩壊の危機に陥る。弁護士側からしても、生活に事欠くようになれば、当然に高い会費を支払えなくなる会員が続出するのは必至であり、また、弁護士倫理や弁護士会の懲戒制度に従うことも困難になってくる⁴⁹。

普通に考えて、弁護士を急増した果てには内側と外側の両方から弁護士自治が崩壊する運命は避けられない。

事実、規制改革・民間開放推進会議の第三次答申では、各士業の「強制入会制度は、

⁴⁸ 同上

⁴⁹ 既に就職難と質の低下が週刊誌等で取り上げられ始めている。（「底抜けおバカ弁護士」急増中」週刊文春）、朝日新聞2007年9月4日、同年11月18日付け等参照

試験合格者に追加的な規制を課すとともに、他の資格者団体との間に業務領域などについて障壁を作り、内部においては資格者個々人の自由な業務の展開を制約する頸木としての役割を果たしており「利用者である国民にとっての資格者の活用を不自由にする大きな原因」であるとして弁護士自治の前提をなす強制加入団体制に対し痛烈な批判が加えられている⁵⁰。今回の司法改革の狙いの一つが、強制加入団体の崩壊、ひいては弁護士自治の破壊にあることは間違いないのである。そして、現在の状況は、弁護士自治の崩壊に弁護士会が手を貸す結果となっている⁵¹。

(2) 少数者の人権擁護機能の崩壊

毎年2800名以上の弁護士新規登録が行われる⁵²。ちなみに、7年前当時、「3000人司法試験合格者数で法曹人口を倍にする」とのスローガンが掲げられたが、実際は、3000人合格者のうちの約2800人程度が弁護士登録することを意味し、年間400人程度の弁護士登録の時代と比較すれば7倍の弁護士が毎年輩出されるのであり、このスローガンも詐欺的スローガンであった。

そして、1500人合格者時代でも既にノキ弁、ケータイ弁が横行しているが、イソ弁を雇う経済的余裕のある弁護士の減少等といった要因⁵³も加わり、イソ弁先を見いだせない就職浪人者の登録者数は年々累積的に増加せざるを得ない。その結果、2800人のうちの相当数がドイツやアメリカの弁護士のように従来の弁護士業務以外の仕事に従事することが考えられる。

我々弁護士は、依頼者の生の声を聞き、刑事裁判や民事裁判を通じ、国家権力の理不尽さや傲慢さ、或いは、不正義に接し、国家権力に対する鋭敏な感覚を日々研ぎ澄ませている。本来的な弁護士業務に従事しなくても国家権力に対峙する感覚を研ぎ澄ませることのできる希有な人を除き、本来的な弁護士業務に従事しない有資格者の数が増えれば、弁護士の果たすべき国家権力に対峙し少数者の人権を擁護すべき機能が衰退するのは避けられないであろう。

⁵⁰ 平成18年12月25日付け「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申—さらなる飛躍を目指して—」抜粋p9以下参照

⁵¹ 最高裁判所や検察庁は、3000人増員論に対し懸念を示す談話を発表する等消極的であった。

⁵² 裁判員制度に備えて裁判官の数を増加させることが2008年度予算の復活折衝で決められたものの、退官後の裁判官、検察官及び学者等の年間登録数（164名（2003年）、253名（2004年）、169名（2005年））を加味すれば毎年3000人程度の弁護士が誕生することになる。

⁵³ 勿論イソ弁の給与が低廉化することにより以前ほどの経費は必要ないとしても、事務員や事務機器等経費の増大や品質保証がされていないことによるリスクの増大等により新規雇用は難しい。ちなみに、愛知県弁護士会のアンケート調査では、「84.9%」、関東十県会のアンケート調査では「89.9%」がイソ弁の給与の額に関わらず雇用する予定がないことを裏付ける回答結果であった。

(3) 公益活動の衰退

弁護士の弁護士たる所以は、弁護士としての本来業務による活動もさることながら、弁護士業務以外の公益活動を行うことにある。弁護士のように手弁当でボランティア的公益活動を行って来た業種は他に類を見ないものと自負できるのではないだろうか。

しかし、弁護士の公益活動は、事務所経営を行うべき経済的基盤があってこそ実現可能な活動である。

事実、弁護士飽和状態にある大規模弁護士会においては、既に委員会活動といった無報酬公益活動から若手弁護士の姿が消えつつあるのが現状である。先の近弁連人権大会は、次年度ダブル選挙の大阪で行われ、相当な動員が掛けられたことが予想されるにもかかわらず、若手の参加はほとんど認められなかった。浜松市で行われた日弁連人権大会においても同様の光景があった。だからといって、公益活動を行わない若手を非難するつもりは全くない。「ノキ弁」「ケータイ弁」等の横行やカップラーメンのみで飢えをしのぐ若手弁護士⁵⁴や低所得者弁護士⁵⁵の姿が再三マスコミで紹介されたが、自分や自分の家族の人権（生活）も守れない弁護士がいかにして無報酬の公益活動を行おうと言えるであろうか。低所得で生活ができなくなれば、空いた時間にドイツやアメリカの弁護士のようにアルバイトやアンビュランスチェイサーをする弁護士が巷に溢れ、公益活動等をなおざりにせざるを得ない弁護士が増えるのは当然のことである。

弁護士数を必要以上に激増させれば、公益活動を行える弁護士は減少し、弁護士の弁護士たる所以である社会的機能を果たすことはきわめて困難になってくるのである。

2 市民から見た弊害

(1) 質の低下

① 教育・研修の限界

合格者数が増えるに伴い当然それまで合格できなかった人が合格できるようになる^{56,57}。それだけではなく、合格後も修習期間の短縮、実務家1人に多人数の修習生

⁵⁴ 「年収 300 万 [下流弁護士] 大量発生の闇」

(http://spa.fusosha.co.jp/weekly/ent_3061.php)

⁵⁵ 「年収 200 万円台で、あとは出来高払い」「サラリーマンの年収にも満たない低所得者が急増しそうな雲行き」との報道 (2007 年 8 月 25 日付け「週間ダイヤモンド」)

⁵⁶ 59 期では、10 人の不合格 97 人の合格留保の計 107 名が合格できなかった。自由民主党政務調査会司法制度調査会 2006 年 12 月 13 日付「新たな法曹養成制度の理念の実現のために」は、「こ

がつくことによる指導の不徹底、いわゆる町弁のみでは修習生の引き受け数が足りず
涉外弁護士等による内容の偏った修習、実務についた後もイソ弁先が見つからないこ
とにより実務についてからの訓練の欠落等により必然的に質の低下は避けられない。
我々弁護士は、事件の見込み、期日間に何をすべきか、隣接士業との人脈、依頼者と
の接し方や説得の仕方、訴訟提起すべきか否か、いかなる手続きを選択すべきかとい
った様々な方針についての判断や証拠の収集の仕方等事件の処理方法や手続き、着手
金の決め方から依頼者への報告の仕方に至るまで机上で学ぶことの困難な実務的力
を必要とする。そして、これら実務的な力の唯一の習得方法は、実務につき自ら重責
を背負いながら、経験豊富な先輩弁護士の一挙手一投足を盗み取り、或いは、叱られ
ながら、数年間に亘り身につけていく「イソ弁制度」であったのである。このような
オン・ザ・ジョブトレーニングを経ずに弁護士としての「質」を保つことは多くの場
合不可能に近いであろう。弁護士会による研修などで代替できるような問題では全く
ないのである。このようなイソ弁経験を経ない弁護士が大多数を占めることによる弁
護士の質の低下は看過しえない。

合格者数が激増することにより、質の低下は避けられないであろう。

② 相互監視機能の低下

人数が少なく、何度も事件や会議等で顔を合わせる可能性のあるこれまでの場合に
は、弁護士倫理に反する行為或いは信義に反する行為等すると、すぐに悪評が弁護士
間で話題になり悪いことができなかつたという面があったことは否定できない。これ
までの弁護士間には、その意味で相互監視機能が働いていたと言える。しかし、匿名
性が高まり、お互いに顔と名前が一致しなくなった場合にはどうであろうか。人間は、
弱い存在である。自分で律することができればそれが一番であるが、なかなかそうは
いかないこともある。特に、生活に困り、経費も捻出できないようになった場合には
尚更であろう。弁護士が激増し、お互いの顔と名前が一致しないようになれば相互監
視機能による質の維持を図ることはできなくなり、その意味においても、質の低下は
避けられない⁵⁸。

れまで質を確保する方策がとられることなく、司法試験合格者の数だけを大幅に増加したため」と
している。

⁵⁷平成19年12月には不合格者が過去最多の76人（同年12月18日付け毎日新聞参照）で、うち
新試験組が59人、残り17名は同年8月に発表された旧試験組の不合格者（71人）のうち再受験
したにもかかわらず、再度不合格となった人の人数である。

⁵⁸市民からの評価として、インターネットによる評判や格付けによる評価が監視機能を持つこと
も予想されるが、インターネットによる評判は無責任な風評被害の方が問題となるであろうし、病

③ 生活苦による質の低下

現在、弁護士白書により公表されている2006年における弁護士の経費控除前の収入の中央値は3453万円⁵⁹で、同年における所得（経費等を控除したもの）の平均値は1632万円である。弁護士の経費控除前の収入を維持しようとする、5万人を達成する平成30年の段階でさえ弁護士が事務所経営及び生活等に要する費用総額は、1兆7265億円に上る⁶⁰。当然、弁護士の収入も減ることが予想され、経費削減も図られることになるが、経費削減にも自ずと限界があり、おそらく経費等を控除前の年収2000万円を維持できなければ事務所経費及び生活費を捻出することは困難であろう。その場合でも1兆円をどこからか捻出しなければならないのである。これを全て税金でまかなうべきだという意見もあるが、弁護士が国家から雇われることによる自治崩壊の危機や国家権力に対峙する機能低下への危機等の問題を考えると税金でまかなうことには非常に大きな限界があると言わざるを得ない。そうであるならば、結局依頼者からの着手金等でまかなうほかはない。しかし、先に統計で見たように、市民が弁護士を利用しようと思った事案で弁護士を依頼する経済的合理性ある事案は既に弁護士を利用しており、上場企業も既にほとんど全てが顧問契約を結んでいる。中小企業への新規参入も厳しい。

経費や家族の生活をまかなえなくなった場合に、負け筋の事件を勝てるように匂わせたり、報酬を異常に高くしてみたりする弁護士を誰が責められるであろうか。国選事件をしていると被告人が根っから悪人であることはむしろ稀で、貧困や家庭環境といった境遇等により犯罪に追い込まれる人がかなりの数を占めることが分かる。弁護士だけが高潔な人間で作られているわけではない。同じ人間である。経済的余裕がある時には誠実に業務を遂行していた人でも、経済的余裕がなくなり、貧困故に（犯罪とまでは言わなくとも）倫理違反行為を行わない保証はどこにもない。

生活苦等による質の低下は避けられない。

(2) 弁護士による消費者被害

以上のような質の低下により弁護士による消費者被害は頻発することが予想される。歯科医師の過剰人員による実態が将来の弁護士の実態を推認する上では重要な示唆を与えてくれている⁶¹。

院の格付けを見れば弁護士を正当に格付けすることも多大な困難が伴うことは明白であろう。

⁵⁹ 2006年版弁護士白書 p 128 参照

⁶⁰ 2006年における弁護士数2万2000人の場合、7596億6000万円

⁶¹ 歯科医師の過剰人口による消費者被害の詳細については、「法曹同志会からの提言 法曹人口問

(3) 濫訴社会

統計結果からすれば、既に市民の法的需要は満たされており、今後、弁護士が総額最低1兆円以上の収入等を毎年捻出し続けていくためには、紛争のないところに紛争を掘り起こすほかはない。アメリカのような濫訴社会には至らないとしても、既に言いがかり的訴訟が増えてきているようにも思われる⁶²。

何でも訴訟の場に持ち込まれ、裁判所からの呼出状が頻繁に市民に送られる社会が果たして望ましい社会と言えるのであろうか。

第3 司法「改悪」推進論者の言い分

敢えて「改悪」という言葉を用いるが、ここで「司法改悪推進論者」の言い分を整理し、検討を加えてみよう。

1 『法の支配』を社会の隅々に行き渡らせる。」との立論について

わざわざここで指摘するまでもなく、『法の支配』というのは、君主主権原理に対抗して出てきた原理で、文字通り「為政者の恣意的な意思に基づかない法律による支配」を意味する。このように、本来『法の支配』は、法律で国家権力を縛るところに眼目が置かれている。ところが、日弁連のいう『法の支配』は、「私人間の紛争について、できる限り法律(裁判所)で解決しましょう」という誤用とも言える拡大解釈の意味で用いられている。これは、法曹人口を激増させるための「イメージ大作戦」のために、故意に本来の意味が変容されて用いられているとしか考えられない。

仮に、日弁連の用いる『法の支配』の意味を前提にしたとしても、統計結果によれば、むしろ司法改悪前の時点でも日弁連の言う『法の支配』は社会に相当程度行き渡っていたと言えるのである。

さらに言えば、弁護士が社会の隅々に行き渡れば社会が良くなるという日弁連の議論は、あたかも社会一般の人達が弁護士よりも一歩劣ることを前提とした議論であり一般人を馬鹿にした議論である。そもそも弁護士が社会の隅々に行き渡れば社会が良くなるというのは誤っている。法律は最低限の倫理であり、一般社会では法律による裁きが行われているわけではない。より高い倫理観の下に社会は営まれているのである。たとえば、交通事故の後、「被害者に謝罪に行きたい」という依頼者に対し、倫理的には責任の所在を問わず被害を与えた加害者側は謝罪すべきであると思いつつ

題を考える」p21 以下参照

⁶² 「訴訟社会の到来－弁護士大増員が係争増加を招く」(「10年後の日本 あなたは生き残れるか」(文藝春秋 p 70 以下参照)

も訴訟における過失相殺のことを考えて引き留めた経験のある弁護士もいるであろう。消費期限を偽った某会社が「弁護士に相談したが、法律には違反していないという意見であった。」との言い訳をして批判を浴びていたが、法律に違反するか否かによる紛争解決基準は必ずしも社会的に望ましい結果をもたらすわけではない。

裁判所に持ち込み社会正義とは逆の結論が導かれた経験をお持ちの弁護士はたくさんいると思うが、倫理的には最低レベルの法律による裁きである以上、致し方ない面もあるのである。高い倫理観に基づく話し合いによる解決の方が本来的には望ましいのであって、法律による紛争解決は、話し合いでどうしても解決不可能な場合の最終的な解決手段である。

また、弁護士による内容証明郵便や準備書面がいかに関係者依頼者の心を傷つけているかについては、弁護士が日常的に経験することである。一般の人は、弁護士や裁判所から手紙が送られてくるだけでも多大なる精神的負担を感じる。さらに訴訟は、双方の代理人ができる限り当事者に有利な書面を作成して第三者たる裁判所に判断を委ねる制度であり、相手方当事者は、他方弁護士の記載した文面を見て憤りと精神的苦痛を感じる。当事者が事件終了に至るまでどれほどまでに精神的に疲弊するかは明らかで、依頼者を見れば弁護士の介入が生産的でないことは自ずと明らかであろう。

その上、弁護士の増加は、弁護士や事務員の生活、事務所を維持するための経費等捻出のために市民の出費を伴うものであることは前述したとおりで、その金額も半端な金額ではない。

もとより弁護士の果たすべき社会的に重要な役割を否定するつもりはないが、有用さと共に痛みを伴うという意味において、弁護士は、社会の必要悪⁶³であり、弁護士の数は必要最小限に押さえるのが社会にとって望ましいのである。

法的需要がないにもかかわらず、弁護士による法的解決を社会に押しつけるのは間違っている。

2 「日弁連が司法改革に反対したら蚊帳の外に置かれる。」との立論について

この立論も良く聞かれたが、これも詐欺的言辞である。日弁連が本気で反対して協力しなければ司法制度改革を行いうるはずがない。日弁連が本気で反対した結果、絶望的であった弁護士報酬敗訴者負担制度の方針転換やゲートキーパー法案から土業を除外することに成功した過去の実績もある。日弁連が司法制度改革から「蚊帳の外に置かれる」などということは考え難い。

⁶³ 平成12年11月1日の日弁連臨時総会において、私は弁護士増員論をもって「薬漬け医療」になぞらえて日弁連を批判した。

また、仮に、本当に「蚊帳の外に置かれる」としても、悪い方向の改革であれば、日弁連が蚊帳の外に置かれた方が改悪への協力を拒否しやすだけでなく、後世の市民や弁護士に対しても「やるだけのことはやったが、阻止できなかったのである。」とすることができ、社会的責任を果たすことができる。

何より弁護士法には、弁護士のあり方として、「社会正義を実現する」ということが明記されているのである。そうであるなら、弁護士は、政策論を除外して、あるべき姿、社会正義を実現する方向での正しい議論を実践する方向でしか活動できないはずである。

戦時中、「戦争に反対するのは非国民」というムードの下で戦争賛成を決議した過去の轍を再び踏もうというのは、一体どういうことなのか⁶⁴。

弁護士会は、あくまでも正しいことを行うべきであり、「蚊帳の外に置かれる」との立論は明らかに間違っている。

3 「3000人に賛成しなければ、1万2000人になっていた。」との立論について

3000人に反対するからこそ、1万2000人をも阻止しやすくなるのは、子供でも分かる理論である。訴訟上の和解で、例えば、解決金等として100万円を提示すれば、そこから低い金額に下げられることは日常的に弁護士がよく経験するところであるが、3000人に賛成すれば、次は「では、もう少し増やしましょう。」という流れになるのは自明である。

「1万2000人というブラフに驚いて3000人に応じた」などという詐欺商法的手口に騙されたことをもって「仕方なかった」と弁護士が結論づけることは許されないのではないだろうか。そのような交渉力の無さでは、弁護士としての職務を果たしうるか疑問を感じずにはいられない。

ここで注意しなければならないことは、この立論は何度も聞かされた論法であるということである。よく思い出していただきたい。誰も心当たりがあるだろう。到底認容できない妥協や変節を弁護士会が行ったとき、何とかの一つ覚えのようにこの議論が持ち出される。「ここで弁護士会が賛成に回らなければ、つま弾きにされ、よりひどいことになる」。「確かに悪い施策だが、ここで弁護士会が賛成し、委員会に代議員を出せば、少しは良い方向に持っていける」。もう耳にたこができた。かかる論法を一説には「オオカミ少年論」と言うようであるが、同様の議論を何度も聞かされる

⁶⁴ 大阪弁護士会会報 184号「弁護士と戦争責任」坂井尚美 p 53 以下参照

たびにかかる事実が存在したこと自体がきわめて疑わしいと思われるのは私一人であろうか。

この種の議論を用いる利点は、真偽が検証不能であり、気楽に言い放す事ができることである。しかも、したり顔で平会員を見下しつつ、トップシークレット事項を知る者のみにより、あたかも政治的に高度な判断が行われたかのように、ご託宣が下されるのである。しかし、その実、この議論は、まさに日弁連の交渉力と政治力の欠落、すなわち弁護士として最重要ともいえる能力の欠如を示す以外、何も示すところが無い。日弁連はこのような実証不能の自己弁護を用いることを止めるべきである。

4 「既に決まっている。既定路線に反対しても無駄である。」との立論について

結論が決まっているから戦っても仕方ないというのであれば、そもそも弁護士業を廃業すべきである。法律上、理論上結果は決まっているかにみえたが、それでも戦いを挑み、社会正義を勝ち取っていった過去の弁護士の歴史を見れば、この立論がいかにも無価値であるかは多くを語るまでもないであろう。

実際、勝ち目がないと思える戦いに挑み、世の中の流れを変えたのは、前述した敗訴者負担制度や共謀罪法案、ゲートキーパー法案⁶⁵の例のみではないのである。

何よりも、予想される結果により政策を決めるというのであれば、まずは、「社会正義を実現し」という羊頭狗肉の看板を下げるべきではなかろうか。弁護士会が政治的に動くのであれば、政策判断に応じて社会正義を実現しないこともあり得るからである。

5 「懲戒請求により質の悪い弁護士が排除されることにより自ずと淘汰される。」との立論について

依頼者が弁護士による消費者被害を正確に見抜くためには、弁護士と同程度或いはそれ以上の法的知識や経験を有することが必要となる。ところが、通常、依頼者が弁護士に依頼するのは、人生で1度もないのが通常で多くても数回の経験であり、複数の弁護士を経験するわけではない。しかも、トラブルに巻き込まれて精神的に余裕のない状況下においては、尚更弁護士業務に対する冷静な判断は不可能である。スーパーマーケットで野菜を見抜くのとはわけが違うのである。弁護士のような専門的な分野における公正な自由競争は成り立ち得ない。

よって、懲戒等による自然淘汰は悪徳弁護士排除には十分に機能しない。

また、仮に、懲戒等により自然淘汰が機能したとしても、一旦失われた依頼者の人

⁶⁵ 共謀罪法案、ゲートキーパー法案について今後とも闘わねばならないことは言うまでもない。

権は元通りにはならない。

弁護士の扱う業務対象は、人権という傷つきやすく、一旦失われたら回復させることがきわめて困難なものなのである。

従って、弁護士の質の低下を市民の選択による自己責任に責任転嫁するべきではなく、市民がどの弁護士に相談に行っても一定の質が保たれる法的環境整備に腐心すべきなのである。

6 「法曹一元のための法曹人口増」という立論について

法曹一元は絶対に果たさなければならない。司法改革に最も必要だったのは、法曹一元であった。そして、7年前、法曹人口を増やせば、あたかも法曹一元が実現されるかのごとき立論が主張された。しかし、理論的に言っても法曹人口を増やせば法曹一元に遠ざかるのは明白であった。なぜなら、もともと検察庁も最高裁判所も法曹一元を実現する意思はなく、その上、弁護士の収入が激減し、優秀な人材が集まらなくなった弁護士の中から経歴・年齢及び成績至上主義の最高裁判所や検察庁が任官者を採用することはあり得ないばかりか、三百代言の跳梁跋扈等による弁護士への社会的信頼が失墜することによりかえって法曹一元から遠ざかるからである⁶⁶。今では、法曹一元が長年の悲願であった日弁連でさえ、法曹一元について以前ほど言及することはない。実証的にも法曹一元と法曹人口の激増が相反することが立証されたと言える。

そして、法曹一元は、少数の弁護士任官者とアルバイト任官者でお茶を濁され、完全に絶ち消えてしまったのである。

7 「合格者数が増えると信じて司法試験を始めた人が可哀想」との立論について

司法改悪は誰のためのものなのであろうか。弁護士になろうとする者のための改革ではないはずである。社会にとって、市民にとって、どのような改革であるべきかをまずは考えるべきである。必要悪である弁護士の数を過剰にすることにより、社会が悪い方向に進むのであれば、数を制限するのは当たり前の話である。そもそも社会的需要のない過剰な人員に弁護士資格を付与すれば、それだけ生活できない弁護士を増やすだけで、資格を与えられても可哀想な結果に陥ることに変わりはない。「可哀想だから」という理由で資格を付与することには弊害あるのみで何の意味もない。

第4 「法曹人口の増加」が意味するもの

「法曹人口の増加」は、実際は「弁護士人口の激増」のことである。「弁護士人口

⁶⁶ 高等文官試験と弁護士試験が分けられていた戦前の状況を思い起こすまでもないであろう。

の激増」は、当然ながら弁護士のあり方に変容をもたらす由々しき問題である。多くの弁護士が経済的基盤を失い、国家権力に楯突く活力も奪われ、公益活動を行い難くなる。国家権力に対峙できず、公益活動を行い得なくなったとき、弁護士が果たしてどれだけの社会的機能を尽くすことができるというのであろうか。のみならず、弁護士自体が様々な社会的弊害をもたらしかねない。

弁護士が過剰な増員のもたらす負の側面に鈍感であってはならない。

日弁連も質を保ちつつ数を増やすと言っているではないか。

質を保たせるためには、イソ弁制度が機能しうる 1000 人程度の合格者数に押さえるべきである⁶⁷。そして、市民がどの弁護士の門を叩いても品質保証が担保される社会にしておくべきである。訴訟を抱えつつ、悪徳弁護士に当たらないように比較検討しなければならないのでは過酷過ぎるし、明らかに弱者に不利だからである。そして、1000 人以上の増員については、社会的な需要があるかどうか、社会的弊害が出ないかどうかを検証しつつ、慎重に判断していくべきである⁶⁸と考える⁶⁸。

第5 今後の運動論について

今では、1500名合格者ですら過剰人員であることは、明白となってきた⁶⁹。

そこで、次に、弁護士会として法曹人口問題についていかなる運動を展開すべきであるかが問題となる。

1 弁護士会内における活動

弁護士会内の活動としては、①各单位弁護士会内における議論・検討・意見形成、②他会弁護士との意見交換・情報交換、③日弁連の政策転換等にはほぼ尽きるものと思われる。

これまで京都弁護士会の意見書⁷⁰、埼玉県弁護士会の総会決議⁷¹、愛知県弁護士会の意見書⁷²、中国弁連⁷³と中部弁連⁷⁴の決議が相次いで出ているが、同時並行的に、上

⁶⁷ 「合格者 1000 人以下に押さえるべき」との回答が、愛知県弁護士会のアンケート調査では、「54.9%」、関東十県会のアンケート調査では「54.7%」となっている。

⁶⁸ 後に撤回されたが、新司法試験合格者数について合格者を 800 名程度にすべき法務省の素案が司法試験委員会に示された（平成 16 年 10 月 8 日付け朝日新聞）。

⁶⁹ なお、合格者 3000 人増員についての「必要性がない」との回答が、愛知県弁護士会のアンケート調査では「81.7%」、関東十県会のアンケート調査では「86.6%」に上る。

⁷⁰ 2006 年 7 月 10 日付け「意見書」

⁷¹ 2007 年 12 月 15 日付け「適正な弁護士人口に関する決議」では「年間合格者数を 1000 名程度とすべき」とかなり踏み込んだ決議が賛成 220、反対 91、棄権 2 の圧倒的多数の下で可決された。

⁷² 2007 年 2 月 13 日付け「弁護士人口に関する意見書」

記①乃至③の活動を通じてできる限り多くの弁護士会で意見書や決議を上げると言った活動を重疊的・重複的に行っていくべきである。

2 国会議員及び行政に対する働きかけ

最終的には内閣府の閣議決定を通じた司法試験委員会の合格者数の決定を変えて行かねばならず、行政や国会議員に対する働きかけは必要不可欠である⁷⁵。

3 市民に対する働きかけ

市民に対する働きかけも不可欠であるが、問題は、主張の内容である。

まずは、「弁護士の需要がないこと」に加えて「質の低下による社会的弊害」を説き、それと同時に、「弁護士の生活難に対する理解」を求めてもよいと思う⁷⁶。

第6 最後に

いずれにしても並大抵の努力では、現在の流れを変えることはできないことは確かであり、今できることを全てやるということが大事なのではなかろうか。

公益活動に時間を割ける余裕があるうちに。

国家権力に対峙できる自治がなくなる前に。

以上

⁷³ 2007年10月12日「司法試験の合格者数を適正水準まで削減するよう求める議題」を採択

⁷⁴ 2007年10月19日「適正な弁護士人口に関する決議」を採択

⁷⁵ 自民党司法制度調査会の「法曹養成・法曹教育・資格試験小委員会」は、「2006年12月13日法曹人口問題に関して司法試験合格者「3000人」を越える増員に消極的な見解を盛り込んだ報告書をまとめた。」(週間法律新聞平成19年1月12日付け)

⁷⁶ 医師会は大学の医学部定員を削減することにより医師数の増員に歯止めを掛けた際、「これ以上医師を増やせば医師が食べられなくなる。」旨強く世論に訴えかけて人員数を削減させる運動を展開した。その結果、昭和59年をピークに大学医学部の定員数を削減することを通じて医師数を抑制した。